

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成28年7月26日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：「焼却施設建設に係る鳴門市と建設業者（監理を含む）の打ち合わせ議事録（NO43平成20年2月29日提出以降平成20年3月29日引渡性能試験報告書提出まで）」

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年8月8日に該当する公文書について「該当する文書は不存在」とし、不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年8月31日付けで、審査請求人は本件不開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成28年9月6日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件不開示決定を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

平成20年2月18日の打ち合わせ議事録NO. 43（2月29日提出）の協議から同年3月29日の引渡性能試験結果報告書受理までの間、市と建設業者及び監理業者の間で何の協議もないまま、施設が正常なものとして引き渡された過程が明らかにされない状態が情報公開条例の趣旨に沿ったものか、行政事務として正常なことか否かを問う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

市、建設業者及び監理業者の間において、月1回程度、定例的に行われていた打ち合わせ（以下「定例打ち合わせ」という。）については、平成20年2月18日を最後に開催されておらず、本件に関して開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、審査請求に係る処分を取り消すとの決定を求めており、本件対象公文書は行政にとって不都合なことから不存在を理由に不開示決定処分にしたと考えることが相当であると主張している。

そこで、当審査会としては、本件対象公文書が不存在であることの妥当性について審査する。

2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

審査請求人は、市、建設業者及び監理業者の間で施設の引き取りについてどのような協議がなされたのかを知るため、本件対象公文書についての開示請求を行った。

しかしながら、実施機関の説明によると、定例打ち合わせとしては、平成20年2月18日を最後として開催されていないことから、本件対象公文書については、存在しないとのことであり、かかる実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、審査請求人が求めている文書が存在するものと推認することはできないため、対象公文書が不存在であることを理由に不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成28年 9月 6日	諮問書の受理
9月 8日	実施機関理由説明書の受理
9月26日	審査請求人意見書の受理
11月25日	・審査請求人による口頭意見陳述 ・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
12月27日	・審議
平成29年 1月18日	・答申